

徳島市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市人権条例の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した2人の者の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。

(2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 成年であること。

(2) 本市に住所を有している（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。

(3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。

(4) 当事者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族もしくは直系姻族の関係でないこと。ただし、養親子等の関係が離縁により終了した場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 住民票の写し（本市への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）

(2) 戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他の現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認す

るため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ宣誓書受領証カード(第3号様式。以下「カード」という。)に宣誓書の写しを添付し、当該宣誓をした者に交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証又はカードを紛失し、き損し、汚損し又は改姓し、若しくは改名したときその他当該受領証又はカードの再交付を必要とするときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(第4号様式。以下「再交付申請書」という。)により、受領証又はカードの再交付を申請することができる。

2 市長は、再交付申請書の提出を受けたときは、受領証又はカードを再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(第5号様式)に受領証及びカードを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 当事者の一方が死亡した場合

(3) 当事者の一方又は双方が本市外に転出した場合(一時的な場合を除く。)

(4) 第3条第3号に該当しなくなった場合

(パートナーシップ宣誓の受領証明の取消し)

第9条 市長は、宣誓をした者が虚偽その他の不正な方法により受領証及びカードの交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた受領証及びカードを不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップ宣誓の受領証明を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップ宣誓の受領証明を取り消した場合は、第6条の規定により交付した受領証及びカードの返還を求めるものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。